

## エネルギーパワー株式会社(旧関西エネルギーパワー株式会社) 電気供給約款(高圧・特別高圧) 新旧対照表(改定箇所のみ)

2020年3月3日実施(新)	2019年4月16日実施(旧)
<p><b>第1条(適用)</b></p> <p>1. 小売電気事業者であるエネルギーパワー株式会社(以下「当社」といいます。)が、電気需要者に高圧及び特別高圧で電気を供給するときの電気料金及びその他の供給条件は、この電気供給約款(以下「この約款」といいます。)及び当社が電気需要者との間で締結する電気需給契約(以下「電気需給契約」といいます。)によります。なお、電気需要者と当社との間の協議により、電気需給契約においてこの約款の規定を変更し、又はこの約款にない事項について定めることができます。</p> <p>2. この約款及び電気需給契約に定めのない事項については、電気事業法その他関連法令、各地域を管轄する一般送配電事業者(電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。)が定める託送供給等約款又はこれらに準拠した約款類(以下、総称して「託送供給等約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>3. この約款は、次の地域に適用します。ただし、離島(電気事業法第2条第1項第8号イに定めるもの)に限りません。(以下略)</p> <p><b>第2条(定義)</b></p> <p>(4) 「託送供給等約款」 お客さまの需要場所を管轄する一般送配電事業者が、電気需給契約締結時に実施している託送供給等約款をいいます。なお、一般送配電事業者が電気需給契約期間中に託送供給等約款を改定した場合には、改定された託送供給等約款に準拠するものとします。</p> <p>(8) 「契約電力」 お客さまが、当社から供給を受けることが可能な最大の電力(電圧に電流を乗じたもの)をいいます。</p> <p>(9) 「使用電力量」 お客さまが当社から供給を受けて実際に使用した電力量(使用する電気の総量)であって、需要場所に一般送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量をいいます。</p> <p>(12) 「予備送電サービス」 一般送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給に充てるため、お客さまが一般送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることができるサービスをいいます。</p> <p>(13) 「燃料費調整額」 旧一般電気事業者である電力会社(関東地域については東京電力エナジーパートナー株式会社)が火力発電で用いる燃料(原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭)の調達コストの変動を電気料金に反映するために定める燃料費調整制度における燃料費調整単価と同額の単価及びお客さまの使用電力量に基づいて算出し、お客さまにお支払いいただく金額をいいます。なお、燃料調整費単価が地域ごとに異なることから、お客さまの地域の燃料費調整単価を適用します。</p> <p>(15) 「給電指令」 一般送配電事業者が託送供給等約款等に基づいて実施する、お客さまの電気の使用に関する指示(制限、全部又は一部中止)をいいます。</p> <p><b>第3条(単位及び端数処理)</b></p> <p>電気料金その他お客さまにお支払いいただく金額を計算する場合の単位及びその端数処理の方法については、以下のとおりとします。</p> <p><b>第4条(計量に関する取扱い)</b></p> <p>1. 使用電力量、最大需要電力及び力率は、原則として、一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計量された値とし、電力量は30分単位で計測するものとします。なお、使用電力量及び最大需要電力について、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値を用いるものとします。ただし、別途損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用いるものとします。</p> <p>2. 一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかったときは、お客さまと当社による協議により決定した値とします。</p> <p><b>第5条(約款の変更等)</b></p> <p>1. 法令の改正等によりこの約款の変更が必要となった場合又はその他当社が必要と判断した場合には、当社はこの約款を改定することがあります。その場合の供給条件は、改定日以降から改定後の約款によるものとします。</p> <p>2. 改定後の約款は、当社のホームページに掲載する方法その他適切</p>	<p><b>第1条(適用)</b></p> <p>1. 小売電気事業者である関西エネルギーパワー株式会社(以下「当社」といいます。)が、一般の電気需要者の高圧及び特別高圧の需要に応じて、電気を供給するときの電気料金及びその他の供給条件は、この電気供給約款(以下「この約款」といいます。)及び当社が電気需要者との間で締結する電気需給契約(以下「電気需給契約」といいます。)によります。なお、電気需要者と当社との間の協議により、電気需給契約においてこの約款の規定を修正し、又はこの約款にない事項について定めることができます。</p> <p>2. この約款及び電気需給契約に定めのない事項については、電気事業法その他関連法令、電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者(この約款では第4項の各地域をそれぞれ管轄する一般送配電事業者を指し、以下「送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款又はこれらに準拠した約款類(以下、総称して「託送供給等約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>3. 電気需要者と当社の電気需給契約成立後、この約款が改定された場合は、改定の時より、改定後の約款が適用されるものとします。</p> <p>4. この約款は、次の各地域に適用します。ただし、離島(電気事業法施行規則第3条の2の2で定めるもの)に限りません。(以下略)</p> <p><b>第2条(定義)</b></p> <p>(4) 「託送供給等約款」 お客さまの需要場所を管轄する送配電事業者が、電気需給契約締結時に実施している託送供給等約款をいいます。なお、送配電事業者が電気需給契約期間中に託送供給等約款を改定した場合には、改定された託送供給等約款に準拠するものとします。</p> <p>(8) 「契約電力」 お客さまが、当社より供給を受けることが可能な最大の電力(電圧と電流の積)をいいます。</p> <p>(9) 「使用電力量」 お客さまが当社から供給を受けて実際に使用した電力量(使用する電気の総量)であって、需要場所に送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量をいいます。</p> <p>(12) 「予備送電サービス」 送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給に充てるため、お客さまが送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることができるサービスをいいます。</p> <p>(13) 「燃料費調整額」 送配電事業者が火力発電用燃料(原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭)の調達コストの変動を電気料金に反映するために定めている燃料費調整制度における燃料費調整単価と同額の単価及びお客さまの使用電力量に基づいて算出し、お客さまにお支払いいただく金額をいいます。なお、算出に用いる燃料費調整単価は、月毎に変動するものであり、検針日の月の燃料費調整単価と同額の単価に基づき算出した金額をお支払いいただきます。</p> <p>(15) 「給電指令」 送配電事業者が託送供給等約款等に基づいて実施する、お客さまの電気の使用に関する指示(制限、全部又は一部中止)をいいます。</p> <p><b>第3条(単位及び端数処理)</b></p> <p>この約款及び電気需給契約において、電気料金その他お客さまにお支払いいただく金額を計算する場合の単位及びその端数処理の方法については、以下のとおりとします。</p> <p><b>第4条(計量に関する取扱い)</b></p> <p>1. 使用電力量、最大需要電力及び力率は、原則として、送配電事業者によって設置された記録型計量器により計量された値とし、電力量は30分単位で計測するものとします。なお、使用電力量及び最大需要電力について、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値を用いるものとします。ただし、別途損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用いるものとします。</p> <p>2. 送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかったときは、お客さまと当社による協議により決定した値とします。</p> <p><b>第5条(お客さまへの通知)</b></p> <p>1. この約款の改定により、お客さまに電気を供給するときの供給条件等に変更が生じる場合、当社は以下の通り、お客さまに通知します。</p> <p>(1) 理由の如何を問わず、この約款を改定する場合、事前に、当社は当社ホームページで、改定事項及び改定後の約款を通知します。この通知をもって、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前の交付書面及び電気事業法第2条の14に定める契約締結後の交付書面に替えさせていただきます。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、この約款の改定が、実質的な変更を伴わず、形式的な変更にとどまる場合、当社は、事前に、当社のホームページで、変更事項の概要のみを通知するものとします。</p> <p>(新設)</p>

な方法によりお知らせします。

3. この約款の改定に伴う電気料金等供給条件の説明及び契約締結前の書面の交付並びに契約締結後の書面の交付による変更事項の通知は、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

(1) 供給条件の説明及び契約締結前の書面の交付による変更事項の通知については、説明及び書面記載を要する事項のうち変更される事項のみを通知します。

(2) 契約締結後の書面の交付による変更事項の通知については、当社の名称及び住所、契約年月日、契約締結後の書面のうち変更される事項及び供給地点特定番号を通知します。

(3) 前各号の規定にかかわらず、約款の改定が約款内容の形式的な変更その他お客様の権利義務の変更を伴わないものである場合は、供給条件の説明、契約締結前及び契約締結後の書面の交付を行わないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

4. この約款の改定以外の場合で、お客さまと当社間で締結済みの電気供給契約の内容に変更がある場合には、当社は、事前に、書面又は電話により、電気事業法に基づく供給条件の説明事項及び書面交付事項のうち、変更事項のみをお客さまに通知します。なお、電話で通知した場合、当社は遅滞なく変更事項を記載した書面を交付するものとします。

#### 第6条（電気供給契約の申込み）

1. お客さまが当社との間で新たに電気の供給契約を希望される場合は、原則としてお客さまご本人から当社所定の様式によって以下の各事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

お客さまに関する情報、契約種別、需要場所、供給地点特定番号、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、使用開始希望日、料金の支払方法、その他当社が必要とする情報

2. 契約負荷設備、契約受電設備及び契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出てください。

#### 第7条（契約の要件）

1. 当社は、お客さまに電気を供給するにあたり、一般送配電事業者の供給設備を使用します。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件及び託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。

#### 第8条（電気供給契約の成立）

1. 電気供給契約は、お客さまが当社の示す電気料金及び供給条件を確認のうえ、当社に電気供給契約申込書を提出していただき、当社がその内容を受諾することにより成立するものとします。ただし、法令、電気の供給状況、一般送配電事業者の供給設備の状況、当社の与信基準その他やむをえない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると当社が認めるとき又は当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について作成した電気供給契約書に基づいて契約を締結するものとします。この場合、本条を除くこの約款の「電気供給契約申込書」という文言は、「電気供給契約書」と読み替えます。

#### 第9条（契約期間）

1. 電気供給契約の契約期間は、契約締結日から、電気の供給開始日後1年を経過する日までとし、お客さまからの解約の申出その他の契約終了原因が発生しない限り、同一条件で1年間更新されるものと、以後も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、お客さまと当社の間で、電気の需要場所において電気設備の改修及び継続的な複合的省エネルギーサービス（以下「ESCOサービス」といい、本契約に基づく電気供給が当該省エネルギーの構成要素になっているものを指します。）に関する契約を締結する場合には、電気供給契約の締結日からESCOサービスの期間満了日までを電気供給契約の契約期間とし、ESCOサービス期間満了日以降については、前項の規定を準用します。

#### 第11条（需要場所）

当社がお客さまに供給する電気の需要場所については、電気供給契約申込書の記載によるものとし、原則として1構内（塀、柵その他の障壁により他と区画された領域）又は1建物を1需要場所とします。ただし、複数の構内が隣接しており、一般送配電事業者及び当社が1需要場所と認める場合には、当該複数構内を1需要場所とします。

#### 第12条（契約及び供給の単位）

1. 当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用し、お客さまと1電気供給契約を締結します。

2. 当社は、共同引込線による電気供給その他やむを得ない場合を除き、1電気供給契約につき、1供給電気方式、1引込及び1計量をもって電気を供給します。

#### 第13条（供給地点）

（新設）

2. この約款の改定以外の場合で、お客さまと当社間で締結済みの電気供給契約の内容に変更がある場合、当社は、事前に、書面又は電話により、電気事業法上の供給条件の説明事項及び書面交付事項のうち、変更事項のみをお客さまに通知します。なお、電話で通知した場合、当社は遅滞なく変更事項を記載した書面を交付するものとします。

#### 第6条（電気供給契約の申込み）

1. お客さまが当社との間で新たに電気の供給契約を希望される場合は、原則としてお客さまご本人から当社所定の様式によって以下の各事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

お客さまの情報、契約種別、需要場所、供給地点特定番号、契約負荷設備、契約受電設備、契約容量、契約電力、使用開始希望日、料金の支払方法、その他当社が必要とする情報

2. 契約負荷設備、契約受電設備、契約容量及び契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出てください。

#### 第7条（契約の要件）

1. 当社は、お客さまに電気を供給するにあたり、送配電事業者の供給設備を使用します。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件及び託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。

#### 第8条（電気供給契約の成立）

1. 電気供給契約は、お客さまが当社の示す供給条件を確認のうえ、当社に電気供給契約申込書を提出していただき、当社がその内容を受諾することにより成立するものとします。ただし、法令、電気の供給状況、送配電事業者の供給設備の状況、当社の与信基準その他やむをえない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、お客さまと当社の間で、電気の需要場所において電気設備の改修及び継続的な複合的省エネルギーサービス（以下「ESCOサービス」といい、本契約に基づく電気供給が当該省エネルギーの構成要素になっているものを指します。）に関する契約を締結する場合、電気供給契約は、電気供給契約申込書の提出に替えて、当社と電気供給契約書を取り交わしていただくことにより成立するものとします。また、この場合、本条を除くこの約款の「電気供給契約申込書」という文言は、「電気供給契約書」と読み替えます。

#### 第9条（契約期間）

1. 電気供給契約の契約期間は、電気供給契約の締結日から、供給開始日後1年を経過する日までとします。ただし、契約期間満了日の3か月前までに、第41条に定めるお客さまからの解約の申出その他の契約終了原因が発生しない限り、契約期間は自動的に同一条件で1年間延長されるものと以後も同様とします。

2. ESCOサービスに関する契約を締結する場合、電気供給契約の締結日からESCOサービスの期間満了日までを電気供給契約の契約期間とし、ESCOサービス期間満了日以降については、前項ただし書の規定を準用します。

#### 第11条（需要場所）

当社がお客さまに供給する電気の需要場所については、電気供給契約申込書の記載によるものとし、原則として1構内（塀、柵その他の障壁により他と区画された領域）又は1建物を1需要場所とします。ただし、複数の構内が隣接しており、送配電事業者及び当社が1需要場所と認める場合は、当該複数構内を1需要場所とします。

（新設）

#### 第12条（供給地点）

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点）については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、原則として一般送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備の接続点とします。

#### 第14条（供給電圧、供給電気方式、周波数）

1. 電気の供給電圧については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、
2. 供給電気方式は、原則として交流三相3線式とし、周波数については、標準周波数50ヘルツ（関東地域）又は60ヘルツ（中部地域、北陸地域、関西地域、中国地域、四国地域、九州地域）とします。

#### 第15条（契約電力）

1. 契約電力は、以下の区分に従って定めるものとし、具体的数値については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、
  - (1) 契約電力が500kW以上のお客さまは、契約負荷設備及び契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めるものとし、（以下「協議制のお客さま」といいます。）
  - (2) 契約電力が500kW未満のお客さまは、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月間における各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。（以下「実量制のお客さま」といいます。）ただし、契約電力が500kW未満の需要として電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が、契約期間中に500kW以上となる場合は、前号に基づき契約電力をすみやかに変更するものとし、それまでの間の契約電力は、本号によって定めるものとします。

#### 第16条（契約種別及び電気料金）

契約種別及び電気料金については、電気需給契約申込書によるものとし、

#### 第17条（電気料金の内訳）

電気料金は、基本料金と電力量料金（燃料費調整額を加算又は減算します。）の合計額に、附則に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額とします。なお、お客さまが予備送電サービス又は自家発補給電力の契約をされている場合は、それらの契約に基づく料金を併せてお支払いいただきます。

#### 第18条（電気料金の適用開始の時期）

電気料金は、お客さまから供給準備着手前に供給開始延期の申出があった場合及びお客さまの責めに帰さない事由によって供給が開始されない場合を除き、原則として使用開始日から適用します。

#### 第19条（支払義務の発生日等）

1. お客さまの電気料金の支払義務発生日は、原則として検針日とします。ただし、電気需給契約が消滅した場合は、消滅日とします。
2. 検針日は、一般送配電事業者の定めによるものとし、お客さまには別途通知します。

#### 第20条（電気料金の算定期間）

電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの検針期間を「1か月」として算定します。ただし、検針日以外の日から電気の供給を開始した場合、検針期間の途中で電気の休止、停止若しくは再開する場合又は検針期間の途中で電気の供給が終了した場合は、次条に定める日割り計算により、電気料金を算定します。

（前除）

#### 第21条（日割計算）

電気料金の算定期間が1か月でない場合は、以下の各号により求められる金額とします。

- (1) 基本料金  
以下の算定式に基づき日割計算により求められる金額とします。  
（以下略）
- (2) 電力量料金、燃料費調整額及び再生可能エネルギー賦課金  
当社供給電力量に応じ、お支払いいただく料金額を算出します。

#### 第22条（基本料金）

1. 基本料金は、原則として、基本料金単価、契約電力及び力率から、以下の算定式により算定される金額とし、供給開始日以降適用します。ただし、マンション共用部に関する契約を除き、お客さまが全く電気を使用しない月の基本料金は軽減するものとし、この場合の軽減額は電気需給契約申込書に定めます。  
（以下略）

#### 第23条（電力量料金）

電力量料金は、電気を使用する期間及び日時ごとに定められた電力量料金単価に使用電力量を乗じたものとします。

#### 第24条（予備送電サービス料金）

当社がお客さまに供給する電気の需給地点（電気の需給が行われる地点）については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、原則として送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備の接続点とします。

#### 第13条（供給電圧、供給電気方式、周波数）

1. 電気の供給電圧については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、供給電気方式及び周波数については、原則として、交流三相3線式及び標準周波数50ヘルツ（関東地域）又は60ヘルツ（中部地域、関西地域、中国地域、四国地域、九州地域）とします。

#### 第14条（契約電力）

1. 契約電力は、以下の区分に従って定めるものとし、具体的数値については、電気需給契約申込書の記載によるものとし、
  - (1) 契約電力が500kW以上の場合、契約電力は、契約負荷設備及び契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めるものとし、（以下、契約電力500kW以上で契約するお客さまを「協議制のお客さま」といいます。）
  - (2) 契約電力が500kW未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月間における各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。（以下、契約電力500kW未満で契約するお客さまを「実量制のお客さま」といいます。）ただし、契約電力が500kW未満の需要として電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が、契約期間中に500kW以上となる場合は、前号に基づき契約電力をすみやかに変更するものとし、それまでの間の契約電力は、本号によって定めるものとします。

#### 第15条（契約種別）

契約種別については、電気需給契約申込書によるものとし、

#### 第16条（電気料金）

お客さまが当社にお支払いいただく電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額に、予備送電サービス料金、自家発補給電力料金（いずれも契約をされている場合のみ）及び附則に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を加算又は減算した金額とします。

（新設）

（新設）

#### 第17条（電気料金の算定期間）

1. 電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの検針期間を「1か月」として算定します。ただし、検針日以外の日から電気の供給を開始した場合、検針期間の途中で電気の休止、停止若しくは再開する場合又は検針期間の途中で電気の供給が終了した場合は、第18条（日割計算）の定めるところに従い、算定します。
2. 前項の検針日は、送配電事業者の定めによるものとし、お客さまには別途通知します。

#### 第18条（日割計算）

電気料金の算定期間が1か月でない場合は、以下の各号により求められる金額とします。

- (1) 電気需給契約、自家発補給電力契約の基本料金及び予備送電サービス料金：以下の算定式に基づき日割計算により求められる金額とします。  
（以下略）
- (2) 電気需給契約及び自家発補給電力契約の電力量料金、燃料費調整額並びに再生可能エネルギー賦課金：当社供給電力量に応じ、お支払いいただく料金額を算出します。

#### 第19条（基本料金）

1. 電気需給契約の1月当たりの基本料金は、原則として、基本料金単価、契約電力及び力率から、以下の算定式により算定される金額とし、供給開始日以降適用します。ただし、マンション共用部に関する契約を除き、お客さまが全く電気を使用しない月の基本料金は半額とします。  
（以下略）

#### 第20条（電力量料金）

1月当たりの電力量料金は、電気を使用する期間及び日時ごとに定められた電力量料金単価と使用電力量の積とします。

#### 第21条（予備送電サービス料金）

1 月当たりの予備送電サービス料金は、予備送電サービス単価に契約電力を乗じたもの（力率割引及び割増は適用されません。）とし、予備送電サービス単価については、予備送電サービス契約で定めるものとします。なお、当社は、お客様による予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、予備送電サービス料金を申し受けます。

#### 第 25 条（自家発補給電力料金）

3. 自家発補給電力量料金は、自家発補給電力量料金単価にその月の使用電力量を乗じたものとします。
6. 自家発補給電力の使用に当たっては、お客様の発電設備の定期検査・定期補修を行っていただくものとし、その実施については、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ時期を定め（できる限り夏季を避けるものとします。）、実施時期の1か月前に再協議を行ってその時期を確認した上で、お客さまから当社に対し、実施時期を書面により通知するものとします。なお、当社又は一般送配電事業者の電気の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまに協議を申し入れることがあります。

#### 第 26 条（契約超過金）

協議制のお客さまについて、契約電力を超過して電気を使用した場合には、当社はお客さまに対し、以下に定める契約超過金を申し受けます。  
(以下略)

#### 第 27 条（電気料金等の支払方法）

1. 電気料金については毎月、工事費負担金その他電気料金以外で当社にお支払いいただく金額についてはその都度(以下、総称して「電気料金等」といいます。)、お客さまに請求し、支払期日までにお支払いいただきます。
2. 電気料金等の支払方法は、原則として、お客さまの検針日から 10 営業日以内に当社から送付される請求書に基づき、以下の各号のいずれかによりお支払いいただきます。
- (2) クレジットカード払い（お客さまの取引先クレジットカード会社による立替え払いにより、クレジットカード会社の定める日に電気料金等を支払う方法によるお支払い。手数料等は発生しません。なお、クレジットカードのブランドによっては選択いただけない場合があります。また、理由の如何を問わず、クレジットカードによる支払いが不可能であると当社が判断した時点で、当社があらためて設定した支払期日までに(3)の口座振込によりお支払いいただきます。)
- (3) 口座振込（当社が指定する日までに、電気料金等を金融機関等を経由して当社指定の金融機関に振り込む方法によるお支払い。原則として、振込手数料はお客さまの負担となります。なお、通常の支払方法としては選択いただけません。)
3. 前項に定める支払方法による電気料金等のお支払いについては、次のいずれかの時点をもって当社に対するお支払いがあったものとします。
- (1) 口座振替 電気料金等がお客さまの口座から引き落とされた時点
4. 電気料金等は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
5. お客さまは、第 2 項に定める請求書に記載された使用電力量及び電気料金等に関して異議がある場合には、請求書受領後 10 日以内に当社に対して書面で異議を申し立てることができます。当該異議が申し立てられたときは、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとします。
6. 支払期日に電気料金等のお支払いがない場合には、当社はお客さまに対し、請求にかかる事務手数料（督促費用）として、当社所定の金額の支払いを求めることがあります。
7. 当社は、電気料金の集金等に関する業務を債権回収会社等第三者に委託することがあります。この場合、委託先が定める支払条件及び支払方法により、当該委託先に電気料金等をお支払いいただきます。

#### 第 28 条（電気料金の改定）

当社は、社会状況の変化等により、電気料金単価を改定することがあります。その場合の扱いは、以下の各号によります。

- (1) 当社はお客さまに対し、新たな電気料金体系及びその適用開始日（以下「新料金体系適用開始日」といいます。）を書面その他の方法で事前に通知します。

1 月当たりの予備送電サービス料金は、予備送電サービス単価と契約電力の積（力率割引及び割増は適用されません。）とし、予備送電サービス単価については、予備送電サービス契約で定めるものとします。なお、当社は、お客様による予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、予備送電サービス料金を申し受けます。

#### 第 22 条（自家発補給電力料金）

3. 自家発補給電力量料金は、自家発補給電力量料金単価とその月の使用電力量の積とします。
6. 自家発補給電力の使用に当たっては、お客様の発電設備の定期検査・定期補修を行っていただくものとし、その実施については、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ時期を定め（できる限り夏季を避けるものとします。）、実施時期の1か月前に再協議を行ってその時期を確認した上で、お客さまから当社に対し、実施時期を書面により通知するものとします。なお、当社又は送配電事業者の電気の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまに協議を申し入れることがあります。

#### 第 23 条（契約超過金）

協議制のお客さまについて、電気需給契約、自家発補給電力の使用に関する契約又は予備送電サービス契約に定める契約電力を超過して電気を使用した場合、当社はお客さまに対し、以下に定める契約超過金を申し受けます。  
(以下略)

#### 第 24 条（電気料金等の支払方法）

1. 当社は、第 17 条に定める検針日の前日締めで、電気料金の算定期間の使用電力量を積算して本章各条の規定に従い算定した電気料金と併せて、工事費負担金その他電気料金以外で当社にお支払いいただく金額（以下、総称して「電気料金等」といいます。）をお客さまに請求します。
2. 電気料金等の支払方法は、原則として、お客さまの検針日から 10 営業日以内に当社から送付される請求書に基づき、以下の(1)口座振替又は(2)クレジットカード払いのいずれか（原則として(1)口座振替になります。(3)口座振込は、現在、選択いただけません。）により支払うものとします。
- (2) クレジットカード払い（お客さまの取引先クレジットカード会社による立替え払いにより、クレジットカード会社の定める日に電気料金等を支払う方法。手数料等は発生しません。なお、クレジットカードのブランドによっては選択いただけない場合があります。また、理由の如何を問わず、クレジットカードによる支払いが不可能であると当社が判断した時点で、当社があらためて設定した支払期日までに(3)の口座振込によりお支払いいただきます。)
- (3) 口座振込（当社が指定する日までに、お客さまが電気料金等を当社が指定した金融機関へ振り込む方法によるお支払い。振込みに要する手数料はお客さま負担となります。）※ 現在、口座振込は、支払方法として、選択いただけません。
3. 前項に定める支払方法による電気料金等のお支払いについては、次のいずれかの時点に当社に対する支払いがあったものとします。
- (1) 口座振替 電気料金等が当社指定の金融機関口座へ振り替えられた時点
4. 電気料金等の支払いが遅れた場合、当社はお客さまに対し、支払期日（クレジットカード払いのお客さまについては、第 2 項第 2 号に定める口座振込の支払期日）の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額及び消費税等を含みます。）の年率 14.6%の遅延利息（閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とし、1 円未満の端数は切捨てとします。）の支払いを求めることがあります。また、この場合、請求にかかる事務手数料（督促費用）についても、当社所定の金額の支払いを求めることがあります。
5. お客さまは、第 2 項の規定に従い当社がお客さまに送付する請求書に記載された使用電力量及び電気料金等に関して異議がある場合には、請求書受領後 10 日以内に当社に対して書面で異議を申し立てることができます。当該異議が申し立てられたときは、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとします。
6. 当社は、お客さまとの電気需給契約における料金債権を、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社へ譲渡することがあります。この場合、譲渡を承諾いただくとともに、また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金の支払い条件及び支払い方法は、譲渡先の定めによるものとし、お客さまの電気料金等は譲渡先へお支払いいただきます。
7. お客さまから支払いのあった電気料金等は、支払義務の発生した順序で充当します。

#### 第 25 条（電気料金の改定）

当社は、送配電事業者による託送供給等約款等の変更（燃料費調整単価の改正及びそれに基づく措置を含みます。）その他必要に応じて、電気料金単価を改定することがあります。その場合の扱いは、以下の各号によります。

- (1) 当社はお客さまに対し、新たな電気料金体系及びその適用開始日（以下「新料金体系適用開始日」といいます。）を、原則として、新料金体系適用開始日の2か月以上前に、書面その他適切

(2) お客さまは、新たな電気料金体系を承諾しない場合は、適用開始日の14営業日前までに、当社に対し書面により通知することで電気需給契約を解除することができます。電気需給契約を解除する場合には、新料金体系適用開始日にかかわらず、電気需給契約の解除日まで従前の電気料金を適用するものとします。

(3) 前号に定める期限までに、お客さまから解除の通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金体系を承諾したものとみなし、新料金体系適用開始日から、新たな電気料金体系が適用されます。

#### 第29条(遅延利息)

お客さまが、電気料金等を第27条(電気料金等の支払方法)第2項各号に定める支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社はお客さまに対し、支払期日(クレジットカード払いのお客さまについては、第2項第2号後段に定める口座振込の支払期日)の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延金額(再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額及び消費税等を含みます。)の年率14.6%の遅延利息(閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とし、1円未満の端数は切捨てとします。)の支払いを求めることがあります。

#### 第30条(電気を受給に関する権利義務)

3. 当社の都合により、需要場所におけるお客さまへの電気供給が不可能になった場合であって、お客さまが他の小売電気事業者と新たに電気需給契約を締結することができないときは、電気事業法の規定に基づき、一般送配電事業者がお客さまへの電気供給を行います。なお、一般送配電事業者による電気供給にあたり、お客さまは一般送配電事業者に対し最終保障供給を申し込んでいただくものとし、その場合の電気供給条件は、一般送配電事業者の定める電気最終保障供給約款の規定によります。

#### 第31条(電気の託送供給のための手続)

お客さまは、託送供給等約款等の規定に従い、一般送配電事業者の定める承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じ、一般送配電事業者との間で給電申告書等を締結するものとします。

#### 第32条(電気使用情報等の提供)

#### 第33条(不適当な電気使用に対する措置)

#### 第34条(お客さまの協力)

1. 当社は、以下の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、当社の作業員(当社の指定する業者の作業員を含みます。)をお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせ、又は、一般送配電事業者若しくは一般送配電事業者の指定する第三者にお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。お客さまは、当社から立入りの要請を受けた場合、正当な理由がない限り立入りを拒否することは、できないものとします。

- (1) 需要場所内に当社又は一般送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) お客さまによる不正な電気の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第35条(電気供給の停止)又は第36条(給電指令に基づく措置)の実施に当たり必要な措置
- (5) その他、電気需給契約の成立、変更若しくは終了等に必要業務又は当社若しくは一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

4. お客さまによる電気の使用が、以下の各号に定める原因により他のお客さまの電気の使用を妨げ、若しくは妨げるおそれがある場合、又は一般送配電事業者若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に設置していただくものとし、特に必要がある場合には、当社は、お客さまの負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を設置していただくことがあります。(以下略)

#### 第35条(電気供給の停止)

1. お客さまが次のいずれかに該当する場合は、電気の供給が停止されることがあります。

- (1) 保安上の危険を防止するため緊急を要する場合
- (2) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を滅失又は損傷して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (3) 一般送配電事業者の託送供給等約款等の規定に反し、供給設備等の接続が行われた場合

2. お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者又は当社が是正を求めたにもかかわらず、是正されない場合は、電気の供給が停止されることがあります。

- (1) 保安上の危険がある場合
- (2) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合(動力(付帯電灯を含みます。))のみを使用する契約種別において付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電

な方法で通知します。

(2) お客さまは、新たな電気料金体系について異議がある場合又はそれを承諾しない場合は、適用開始日の14営業日前までに、当社に対し協議を申し入れること又は書面による通知で電気需給契約を解除することができます。電気需給契約を解除する場合、電気需給契約は、その条項にかかわらず、新料金体系適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による解除の場合は、お客さま及び当社は、互いに中途解約に伴う損害賠償(第41条第3項に定める金額を含みます。)及び補償義務等を負わないものとします。

(3) 前号に定める期限までに、お客さまから協議の申入れ又は解除の通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金体系を承諾したものとみなし、新料金体系適用開始日より、新たな電気料金体系が適用されます。

#### (新設)

#### 第26条(電気を受給に関する権利義務)

3. 当社の都合により、需要場所におけるお客さまへの電気供給が不可能になったときは、電気事業法の規定に基づき、送配電事業者がお客さまへの電気供給を行います。なお、送配電事業者による電気供給にあたり、お客さまは送配電事業者に対し最終保障供給を申し込んでいただくものとし、その場合の電気供給条件は、送配電事業者の定める電気最終保障供給約款の規定によります。

#### 第27条(電気の託送供給のための手続)

お客さまは、託送供給等約款等の規定に従い、送配電事業者指定の承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じ、送配電事業者との間で給電申告書等を締結するものとします。

#### 第28条(電気使用情報等の提供)

#### 第29条(超過使用等に対する措置)

#### 第30条(お客さまの協力)

1. 当社は、以下の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、当社の作業員(当社の指定する業者の作業員を含みます。)をお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせ、又は、送配電事業者若しくは送配電事業者の指定する第三者にお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。お客さまは、当社から立入りの要請を受けた場合、正当な理由がない限り立入りを拒否することは、できないものとします。

- (1) 需要場所内に当社又は送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) お客さまによる不正な電気の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第31条(電気供給の停止)又は第32条(給電指令に基づく措置)の実施に当たり必要な措置
- (5) その他、電気需給契約の成立、変更若しくは終了等に必要業務又は当社若しくは送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

4. お客さまによる電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨げ、若しくは妨げるおそれがある場合、又は送配電事業者若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に設置していただくものとし、特に必要がある場合には、当社は、お客さまの負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を設置していただくことがあります。(以下略)

#### 第31条(電気供給の停止)

1. お客さまが、次のいずれかに該当し、当社又は送配電事業者がお客さまに対して期限を定めてその状態の是正を求めたにもかかわらず、当該期限内に是正が行われないときは、当社はお客さまへの電気供給の停止を送配電事業者に依頼し、又は送配電事業者はお客さまへの電気供給を停止することがあります。

- (1) お客さまの責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じているとき
- (2) 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者の供給設備又は電気を使用したとき
- (3) 託送供給等約款等に定められている需要者としての要件を欠くに至ったとき
- (4) 前各号に定めるほか、この約款、電気需給契約及び託送供給等約款等上の電気需要者としての義務に違反したとき

2. お客さまが次のいずれかに該当するときは、当社はお客さまへの



気を使用した場合を含みます。)

- (3) 託送供給等約款等に定められている需要者としての要件を欠くに至ったとき
- (4) 前各号に定めるほか、この約款、電気需給契約及び託送供給等約款等上の電気需要者としての義務に違反したとき

3. 前各項の規定に基づき電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者又は当社は、お客さまにあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項又は第2項の規定によって電気の供給が停止された場合には、当社は、停止期間中についても基本料金又は最低料金を計算し、その額を申し受けます。
5. 第1項又は第2項の規定によって電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、一般送配電事業者との協議が整い次第、電気の供給を再開します。

#### 第36条 (給電指令に基づく措置)

1. 当社は、次のいずれかにより一般送配電事業者から給電指令を受けたときは、お客さまへの電気の供給を中止し、又はお客さまの電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。なおこの場合、緊急時等のやむを得ない場合を除き、当社はお客さまに事前に通知するものとします。
- (1) お客さま又は一般送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、又は故障を生ずるおそれがあるとき
- (2) お客さま又は一般送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事止むを得ないとき
2. 当社は、前項に定めるお客さまへの措置を行うにあたり、その原因が前項の第1号、第2号又は第5号による場合(お客さまの責めによる場合を除きます。)、その月又は翌月の電気料金において以下に定める割引を行います。
- (3) 前2号における延べ日数及び延べ時間数は、一般送配電事業者から当社へ通知されたものとします。

#### 第37条 (契約受電設備の設置及び工事)

#### 第38条 (当社が負担する工事費の請求)

- 以下の各号に該当するときは、当社はお客さまに対し、当社が一般送配電事業者から負担を求められた工事費を申し受けます。
- (1) お客さまによる新たな電気の使用に伴う一般送配電事業者の供給設備の設置工事について、当社が、一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められたとき
- (2) お客さまの契約電力の増加により、当社が一般送配電事業者から料金、工事費等の精算又は工事費等の費用負担を求められたとき
- (3) お客さまが一般送配電事業者の設備の設置位置の変更その他当該設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められたとき

#### 第39条 (一般の損害賠償)

1. お客さま及び当社は、自己の責めに帰すべき事由により、供給停止、給電指令、供給開始の遅延、供給開始前の解約又は変更、その他電気需給における支障が生じたときは、相手方の被った損害を賠償するものとします。なお、本項の規定は、当該損害発生が一般送配電事業者の責めに帰すべき事由による場合は適用されません。
2. お客さまが電気工作物の改変等によって当社又は一般送配電事業者の供給する電気を不正に使用し、当社又は一般送配電事業者を支払うべき電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額(この約款及び電気需給契約に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額)の3倍に相当する金額を申し受けることがあります。なお、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間とします。
3. お客さまが、前項と同様の方法により、一般送配電事業者の供給する電気を不正に使用し、一般送配電事業者を支払うべき電気料金の全部又は一部の支払いを免れたことにより、当社が一般送配電事業者から違約金等の支払いを請求され、又は一般送配電事業者の被った損害を賠償した場合は、前項の規定を準用します。

#### 第40条 (設備損傷等に対する損害賠償)

お客さまの責めに帰すべき事由により、需要場所内に設置された一般送配電事業者又は当社の電気工作物、電気機器その他の設備を滅失又は損傷したときは、当社はお客さまに対し、一般送配電事業者の当該設備について当社が一般送配電事業者から賠償請求を受けた金額又は当社の当該設備の滅失又は損傷による当社の損害の相当額の賠償を請求することがあります。

#### 第41条 (免責)

2. 当社の責めに帰すべき事由により、お客さまが、電気の供給を停止若しくは電気の使用を制限(中止を含みます。)されたときは、当社は、第22条第1項に定める基本料金の1か月分を上限として、お客さまに対し賠償する責任を負います。ただし、当社はお客さまに対し、間接損害又は得べかりし利益等についてお客さまに賠償す

電気供給の停止を送配電事業者に依頼し、又は送配電事業者はお客さまへの電気供給を停止することがあります。

- (1) お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要するとき
- (2) お客さまの責めに帰すべき事由により、需要場所内の送配電事業者の電気工作物を滅失又は損傷して、送配電事業者に重大な損害を与えたとき
- (3) 当社の書面による事前の承諾なくして、送配電事業者の電線路又は引き込み線とお客さまの電気設備との接続を行ったとき

(新設)

(新設)

3. 前2項の規定に基づき、お客さまに対する電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事由を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して履行すべき債務を履行したときは、当社は、送配電事業者との協議が整い次第、お客さまに対して電気の供給を再開するものとします。

#### 第32条 (給電指令に基づく措置)

1. 当社は、次のいずれかにより送配電事業者から給電指令を受けたときは、お客さまへの電気の供給を中止し、又はお客さまの電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。なおこの場合、緊急時等のやむを得ない場合を除き、当社はお客さまに事前に通知するものとします。
- (1) お客さま又は送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、又は故障を生ずるおそれがあるとき
- (2) お客さま又は送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事止むを得ないとき
2. 当社は、前項に定めるお客さまへの措置を行うにあたり、その原因が前項の第1号、第2号又は第5号による場合(お客さまの責めによる場合を除きます。)、その月又は翌月の電気料金において以下に定める割引を行います。
- (3) 前2号における延べ日数及び延べ時間数は、送配電事業者から当社へ通知されたものとします。

#### 第33条 (契約受電設備の設置及び工事)

#### 第34条 (当社が負担する工事費の請求)

- 以下の各号に該当するときは、当社はお客さまに対し、当社が送配電事業者から負担を求められた工事費を申し受けます。
- (1) お客さまによる新たな電気の使用に伴う送配電事業者の供給設備の設置工事について、当社が、送配電事業者から当該工事費の負担を求められたとき
- (2) お客さまの契約電力の増加により、当社が送配電事業者から料金、工事費等の精算又は工事費等の費用負担を求められたとき
- (3) お客さまが送配電事業者の設備の設置位置の変更その他当該設備にかかわる工事等を送配電事業者に依頼し、当社が送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められたとき

#### 第35条 (一般の損害賠償)

1. お客さま及び当社は、自己の責めに帰すべき事由により、供給停止、給電指令、供給開始の遅延、供給開始前の解約又は変更、その他電気需給における支障が生じたときは、相手方の被った損害を賠償するものとします。なお、本項の規定は、当該損害発生が一般送配電事業者の責めに帰すべき事由による場合は適用されません。
2. お客さまが電気工作物の改変等によって当社又は一般送配電事業者の供給する電気を不正に使用し、当社又は一般送配電事業者を支払うべき電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額(この約款及び電気需給契約に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額)の3倍に相当する金額を申し受けることがあります。なお、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間とします。
3. お客さまが、前項と同様の方法により、一般送配電事業者の供給する電気を不正に使用し、一般送配電事業者を支払うべき電気料金の全部又は一部の支払いを免れたことにより、当社が一般送配電事業者から違約金等の支払いを請求され、又は一般送配電事業者の被った損害を賠償した場合は、前項の規定を準用します。

#### 第36条 (設備損傷等に対する損害賠償)

お客さまの責めに帰すべき事由により、需要場所内に設置された送配電事業者又は当社の電気工作物、電気機器その他の設備を滅失又は損傷したときは、当社はお客さまに対し、送配電事業者の当該設備について当社が送配電事業者から賠償請求を受けた金額又は当社の当該設備の滅失又は損傷による当社の損害の相当額の賠償を請求することがあります。

#### 第37条 (免責)

2. 当社の責めに帰すべき事由により、お客さまが、電気の供給を停止若しくは電気の使用を制限(中止を含みます。)されたときは、当社は、第19条第1項に定める基本料金の1か月分を上限として、お客さまに対し賠償する責任を負います。ただし、当社はお客さまに対し、間接損害又は得べかりし利益等についてお客さまに賠償す

る責任を負いません。

#### 第42条（名義の変更）

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合（契約電力その他の供給条件に変更がない場合に限り。）は、名義変更の手続により、従前のお客さまの地位を承継することができます。

#### 第43条（契約の変更及び税率の変更）

#### 第44条（契約の終了事由）

#### 第45条（解約）

#### 第46条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う料金の精算）

お客さまが契約電力を新たに設定又は増加して、1年が経過する前に電気需給契約が終了する場合又はお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づき、当該送配電事業者から料金の精算を求められた場合には、当社はお客さまに対し、その精算金及びその支払いに必要な手数料を申し受けます。ただし、災害等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 第47条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う工事費の精算）

お客さまが電気の使用を開始され、1年が経過する前に契約電力の変更又は電気需給契約が終了する場合において、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づき、一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合には、当社はお客さまに対し、その精算金及びその支払いに必要な手数料を申し受けます。ただし災害等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 第48条（契約解除）

1. お客さま及び当社は、以下の各号に該当したときは、催告を要することなく直ちに電気需給契約を解除することができます。
  - (1) お客さまが第28条に定める電気料金の改定を承諾しないとき
  - (2) 第33条（不適当な電気使用に対する措置）に定める協議が不調に終わったとき
2. 前項第1号から第3号までの規定により電気需給契約が解除されたときは、お客さま及び当社は、当該解除により相手方に生じた損害を賠償する義務（第45条第3項に定める支払を含みます。）を負わないものとします。

#### 第49条（当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権）

1. 当社がこの約款又は電気需給契約の規定に違反し、お客さまが相当の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置をとらなかったとき（第30条第3項の規定によりお客さまへの電気供給が不可能になったときを含みます。）は、お客さまは当社への通知により電気需給契約を解除することができます。
2. 前項の規定により、電気需給契約が解除されたときは、お客さまは、当該解除により当社に生じた損害を賠償する義務（第45条第3項に定める支払を含みます。）を負わないものとします。

#### 第50条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、お客さまとの電気需給契約を解除することができます。この場合は、原則として、15日前までに書面で通知します。
  - (3) 第15条第1項第2号ただし書に定める、契約電力の変更を拒否したとき
  - (4) 第33条（不適当な電気使用に対する措置）に定める協議を正当な理由なく拒否したとき
  - (5) 第34条第1項各号に定める立入り（第4号に基づくものを除きます。）を、正当な理由なく拒否したとき
  - (6) 第34条第4項に定める設備類の設置又は変更を正当な理由なく拒否したとき
2. 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要することなく直ちに電気需給契約を解除することができます。
  - (1) 第34条第1項各号に定める立入り（第4号に基づくもの）を正当な理由なく拒否したとき
  - (2) 第33条各号に定める表明保証に反していることが判明したとき
  - (3) 第45条第1項に定める解約の申込なくしてその需要場所から移転され、電気の使用がないことが明らかなきとき（この場合は、一般送配電事業者及び当社が電気供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約が解除されたものとします。）
3. 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用はお客さまの負担とします。また、これによりお客さまが受けた損害について、当社は賠償する義務を負いません。

#### 第51条（期限の利益喪失）

お客さまが第48条第1項各号（第1号から第3号までを除きます。）及び第50条第1項及び第2項のいずれかの事由に該当し、

る責任を負いません。

#### 第38条（名義の変更）

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合（契約電力その他の供給条件に変更がない場合に限り。）は、お客さまは、名義変更の手続により、その地位を新たなお客さまに移転することができます。

#### 第39条（契約の変更及び税率の変更）

#### 第40条（契約の終了事由）

#### 第41条（解約）

#### 第42条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う料金の精算）

お客さまが契約電力を新たに設定又は増加して、1年が経過する前に電気需給契約が終了する場合又はお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づき、当該送配電事業者から料金の精算を求められた場合には、当社はお客さまに対し、その精算金及びその支払いに必要な手数料を申し受けます。ただし、災害等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 第43条（供給開始後の契約の終了・変更に伴う工事費の精算）

お客さまが電気の使用を開始され、1年が経過する前に契約電力の変更又は電気需給契約が終了する場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づき、送配電事業者から工事費の精算を求められた場合には、当社はお客さまに対し、その精算金及びその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし災害等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 第44条（契約解除）

1. お客さま及び当社は、以下の各号に該当したときは、催告を要することなく直ちに電気需給契約を解除することができます。
  - (1) 第25条第2号に定める電気料金改定に関する協議が不調に終わったとき
  - (2) 第29条（超過使用に対する措置）に定める協議が不調に終わったとき
2. 前項第1号から第3号までの規定により電気需給契約が解除されたときは、お客さま及び当社は、当該解除により被った損害の賠償（第41条第3項に定める金額を含みます。）を相手方に請求することができません。

#### 第45条（当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権）

1. 当社がこの約款又は電気需給契約の規定に違反し、お客さまが相当の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置をとらなかったとき（第26条第3項の規定によりお客さまへの電気供給が不可能になったときを含みます。）は、お客さまは当社への通知により電気需給契約を解除することができます。
2. 前項の規定により、電気需給契約が解除されたときは、当社は、当該解除により被った損害の賠償（第41条第3項に定める金額を含みます。）をお客さまに請求することができません。

#### 第46条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）

1. お客さまが、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、15日前までに書面で予告を通知した上で、お客さまとの電気需給契約を解除することができます。
  - (3) 第14条第1項第2号ただし書に定める、契約電力の変更を拒否したとき
  - (4) 第29条に定める、超過使用時の協議を正当な理由なく拒否したとき
  - (5) 第30条第1項各号に定める立入り（第4号に基づくものを除きます。）を、正当な理由なく拒否したとき
  - (6) 第30条第4項に定める設備類の設置又は変更を正当な理由なく拒否したとき
2. 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要することなく直ちに電気需給契約を解除することができます。
  - (1) 第30条第1項各号に定める立入り（第4号に基づくもの）を正当な理由なく拒否したとき
  - (2) 第49条各号に定める表明保証に反していることが判明したとき  
（新設）
3. 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用はお客さまの負担とします。また、これによりお客さまが受けた損害について、当社は賠償の責めを負いません。

#### 第47条（期限の利益喪失）

お客さまが第44条及び第46条のいずれかの事由に該当し、当社が電気需給契約を解除する場合は、全ての電気料金等について、

<p>当社が電気需給契約を解除する場合は、全ての電気料金等について、第27条（電気料金等の支払方法）第2項各号に定める支払期日にかかわらず、当社の請求に基づき、直ちにお支払いいただきます。</p> <p>第53条（反社会的勢力の排除）</p> <p>第54条（連絡体制）</p> <p>第55条（秘密の保持）</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、以下の各号に該当する場合は、お客さまの名称、所在地、利用状況及び支払状況等の情報を必要な範囲で開示することがあります。</p> <p>(1) 電気需給契約の履行若しくは切替えに関連して、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関又は他の小売電気事業者に情報提供を行う必要がある場合</p> <p>第56条（裁判管轄）</p> <p>電気需給契約に関してお客さまと当社の間で生じた一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>附則（再生可能エネルギー発電促進賦課金）</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1月の使用電力量を乗じたものとします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p>	<p>第24条（電気料金等の支払方法）第2項各号に定める支払期日にかかわらず、当社の請求に基づき、直ちにお支払いいただきます。</p> <p>第49条（反社会的勢力の排除）</p> <p>第50条（連絡体制）</p> <p>第51条（秘密の保持）</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、以下の各号に該当する場合は、お客さまの名称、所在地、利用状況及び支払状況等の情報を必要な範囲で開示することがあります。</p> <p>(1) 電気需給契約の履行若しくは切替えに関連して、送配電事業者、電力広域的運営推進機関又は他の小売電気事業者に情報提供を行う必要がある場合</p> <p>第52条（管轄裁判所）</p> <p>お客さまと当社間のこの約款及び電気需給契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>附則（再生可能エネルギー発電促進賦課金）</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1月の使用電力量と再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の積とします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p>
---	--

上記表のほか、用語及び表現の統一を行いました。